

## 事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

# Newsletter

〈2022年9月号〉

### 目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

✉ [【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

#### 1 | 偏頗行為否認における相手方の悪意の立証

～東京地判令和2年3月31日判決を題材に～

#### 2 | 民事訴訟法が大幅に改正されました(前半)

～民事裁判手続のIT化について～

#### 3 | 民事訴訟法が大幅に改正されました(後半)

～当事者等の住所・氏名等の秘匿制度、法定審理期間訴訟手続等について～

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

偏頗行為否認における相手方の悪意の立証  
～東京地判令和2年3月31日判決を題材に～

佐藤 俊

Shun Sato

PROFILEはこちら



## 第1 はじめに

経済的に困窮した取引先から債権(本稿では担保のない一般債権であることを前提に論述します。)を回収し、その後取引先が破産に至った場合、その債権回収行為が破産管財人から否認され、回収金を破産管財人に返還しなければならないことがあります。

この否認(講学上偏頗行為否認と称されます。)について破産法は、次のような定めを置いています(下線は筆者)。

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)

第162条 次に掲げる行為(既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。)は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一 破産者が支払不能になった後又は破産手続開始の申立てがあった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ 当該行為が支払不能になった後にされたものである場合  
支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。

ロ 当該行為が破産手続開始の申立てがあった後にされたものである場合 破産手続開始の申立てがあったこと。

二 破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の破産債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

2 前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲

げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実(同号イに掲げる場合にあっては、支払不能であったこと及び支払の停止があったこと)を知っていたものと推定する。

一 債権者が前条第二項各号に掲げる者のいずれかである場合

二 前項第一号に掲げる行為が破産者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が破産者の義務に属しないものである場合

3 第一項各号の規定の適用については、支払の停止(破産手続開始の申立て前一年以内のものに限る。)があった後は、支払不能であったものと推定する。

債権者の立場で見た場合、例えば事業を停止し破産の準備をする旨の通知(支払停止宣言)を受けた後に債権を回収してしまうと、支払停止を知りながら(1項1号イ)した債務の消滅に関する行為(1項柱書)になり、破産管財人からこの債権回収は否認されることになります。

他方で、債務者が未だに支払停止宣言を行っていない場合、①債務者が客観的に支払不能<sup>1</sup>の状態であり(1項1号イ)、かつ、②債権者が債務者の支払不能を知っていた(悪意である)旨(1項1号柱書但書)を破産管財人が立証できなければ、債権回収が否認されることはありません。

本稿では、①債務者の支払不能が認定されながら、②債権者が債務者の支払不能を知っていた(悪意である)とはいえないとされた裁判例(東京地判令和2年3月31日・公刊物未登載。以下「本件裁判例」)を題材として、債権者の立場でどこまでの事情を知っていれば、支払不能を知っている(支払不能

1:債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいいます(破産法2条11号)。

につき悪意である)といわれるのか、考察したいと思います。

## 第2 本件裁判例の概要

本件裁判例の事案の概要は、以下のとおりです。

### 1 登場人物

A:「アービトラージ」という投資手法を自動売買システムによって行う投資運用方法による事業を掲げて社債を発行するなどしていたが、その後破産した会社

X:Aの破産管財人

Y:有価証券投資情報の調査及び収集等を目的とする会社

### 2 時系列(一部省略又は簡略化しています)

- ① 平成24年6月頃  
Aが多数の投資家に対して社債を発行
- ② 平成24年7月23日から平成27年12月25日にかけて  
AがYに対し、覚書に基づき生じた紹介手数料合計約2億5000万円を送金  
但し、覚書に基づく紹介手数料全額に満たない額であった
- ③ 平成24年6月29日から平成25年3月25日にかけて  
YがAに対し、合計約1400万円を貸し付け
- ④ 平成25年5月頃  
AがYに対する紹介手数料の支払を遅延
- ⑤ 平成25年7月31日  
Aが帳簿上債務超過に陥る
- ⑥ 平成26年1月頃  
AがYに対して負担する紹介手数料の毎月の支払額を500万円に減額するよう要請(その後、支払額は回復せず)
- ⑦ 平成27年頃  
Y代表者は合同会社Fを設立し、自らが保証人となって知人から集めた資金等を元手に、Aに対し、2億円を超

える送金をするとともに、自らも2000万円をA代表者に送金

- ⑧ 平成28年1月頃  
YがAとともに、Aの資金繰りについて協議
- ⑨ 平成28年1月20日  
Aの社債権者に対する元利金の支払が停止される(過去に遅滞なし)
- ⑩ 平成28年4月13日  
東京地裁がAについて破産手続開始の決定

### 3 支払不能に関する裁判所の認定

裁判所は、Aについて、平成25年7月31日の決算期において債務超過となっていたところ、その後も自動売買システムの開発の遅れがあったため、事業上損益改善の見込みが立たなくなったと認定し、その時期、すなわち支払不能に陥った時期は、平成26年4月頃であると認定しました。

Aは、平成26年4月以降、平成28年1月まで社債権者に対する元利払いを継続していたので、覚書に基づくYに対する紹介手数料以外に支払の遅滞は生じていませんでしたが、裁判所は、Aは出資金の元本を大きく取り崩して支払に充てていたと認定の上、この元利払いの継続は、Aの実際の支払能力に見合わないものであると認定しました(いわゆる「無理算段」をしていたものと認定したものとされます。)

### 4 Yの悪意に関する裁判所の認定

#### (1) 認定事実

裁判所は、大要以下の事実を認定しました。

<Yの悪意を裏付け得る認定事実>

- ・Yは、投資家をAに紹介するという立場から、少なくとも平成26年1月頃まで、Aの社債発行額の規模等を把握していた
- ・Yは、平成25年10月31日頃には、Aから、Aの自動売買システムの開発が順調ではないこと等を聞かされていた

- ・平成26年1月には送金額の減額の要請を受け、その後支払がなされない時期もあった

#### <Yの悪意を否定すべき認定事実>

- ・Yは投資家の紹介を超えてAの経営に関与していなかった
- ・平成28年1月より前の時点で、YはAから具体的な経営状況を伝えられたと認めるに足りる証拠はなく、Aは、システム開発完了までの間、運用を外部に委託していると説明しており、実際にシステム開発自体は継続していた
- ・減額されたとはいえ、平成26年1月以降も、AはYに毎月500万円程度の送金を継続していた
- ・Y代表者は、平成27年頃にも、合同会社Fを介し、又は自らをして2億2000万円を超える金員をA又はその代表者に送金していた
- ・回収見込みのない中で、投資家に対する利息等の支払を一定期間長引かせ、Aの支払不能が発覚することを先に延ばす目的で資金を融通したことになるが、Yにおいて、そのような目的で自らの責任の下でAに資金を融通する動機があったことを認めるに足りる証拠はない

#### (2) 事実に関する裁判所の評価

裁判所は、Yの悪意を裏付け得る認定事実について、Aが覚書の前提となる年利7%という運用利益を生み出せるような経営状態にないことをYが十分認識できたと評価しつつ、Yの悪意を否定すべき認定事実を照らすと、平成26年4月頃から、送金が継続した平成27年12月までの期間において、YがAの支払不能状態を知っていたとまで認めるのは困難であると評価しました。なお、裁判所は、支払不能の善意についてYに重大な落ち度があっても、これを悪意と同視することはできない、とも指摘しています。

2: 弁済期にある債務について弁済がなされていたものの、無理算段があったとして、債務者の支払不能及び債権者の悪意を認定した裁判例として、広島高判平成29年3月15日・金判1516号31頁参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

### 第3 本件裁判例から見る支払不能についての悪意の認定

#### 1 支払不能に関する悪意が否認の要件とされる趣旨

一般に、支払不能に関する悪意が否認の要件とされるのは、善意の相手方(債権者)に対する取引の安全を保護するためとされています。反対に言えば、取引の安全に対する要保護性を喪失する程度の認識があれば、支払不能に対する悪意あり、と認定して差し支えないと言えるでしょう。

この観点から、支払不能に関するどこまでの事情を知っていれば悪意と言えるのかは、債権の金額や性質、債権者と債務者の関係性等により、債権者毎に異なると説かれることもあります。

特に、債務者が無理算段をしている場合には、債務者は多くの債務について、表面上支払を継続しているため、支払不能に陥った時期や、なにをもって支払不能について悪意というかは非常に相対的な問題といえ<sup>2</sup>、本件裁判例は、この点について一つの示唆を与えるものといえるかと存じます。

#### 2 本件裁判例に関する考察

本件裁判例において、YとAは、投資家の紹介者と、社債で調達した資金の運用会社という関係にあり、Yは、Aの経営状況にある程度把握し得る地位にいました。この関係性だけを見ると、YとAの関係は、単なる商取引関係を超えた密接なものと評価し得るでしょうし、債権金額も多額ですので、Yが把握していたAの支払能力の状況をもって、取引の安全に対する要保護性を喪失する程度の認識ありと判断されることもあり得るようにも思われます。

しかし他方で、本件裁判例は、Aの支払不能後に、YがAに追加与信をしている点、Aの事業が継続している点、Yに、Aの支払不能発覚を遅らせる意図が認定できない点などを考慮し、Y

の悪意は認定しませんでした。私見になりますが、合理的に考えて、支払不能を知りながら追加与信をすることはない、という経験則が強く働いた認定といえるのではないかと思います。

本件裁判例が明示したものではありませんが、この結論は、取引の安全に対する要保護性を喪失する程度の認識は未だYになかった、という価値判断を含むものといえるでしょう。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】



## 民事訴訟法が大幅に改正されました(前半) ～民事裁判手続のIT化について～

松永 崇

Takashi Matsunaga

PROFILEはこちら 

### 1 はじめに

2022年5月18日、民事訴訟法等の一部を改正する法律<sup>1</sup>(以下「改正民事訴訟法」又は「改正法」という。)が成立しました。

その内容は、民事裁判手続のIT化を主としたものです。現在、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等についても、IT化に向けた議論が重ねられていますが、当該手続に関する法令にも、改正民事訴訟法が適宜準用されることが想定されることもあり、極めて重要な改正となっています。

なお、改正民事訴訟法は、公布の日(2022年5月25日)から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日を施行日とされますが(附則1条)、一部は先行して施行されることとなります<sup>2</sup>。

### 2 民事裁判手続のIT化の経緯

日本の民事裁判手続のIT化は、諸外国に比べて非常に後れています<sup>3</sup>。

2004年には、民事訴訟法に、裁判書類のオンラインによる提出のための規定(現行法132条の10)が置かれ、また2006年には支払督促手続についてオンラインでの申立てが可能となりましたが、最高裁規則等が整備されていないため、いまだオンライン化が進んでおりません。その中で、2017年6月、「未来投資戦略2017」が閣議決定され、民事裁判手続のIT化が重要な政策課題の1つと位置付けられ、その後「未来投資戦略2018」に基づき民事裁判手続等IT化研究会が発足

し、IT化実現のための検討が行われてきました。

その結果、民事裁判手続のIT化が段階的に進められることとなり、まずは法改正が必要なく運用で実現できるものとして、2020年2月からウェブ会議(Teams)を利用した争点整理の新しい運用が開始されました。

また、2022年2月からは、一部の省庁において、mintsと呼ばれる民事裁判書類の電子提出システムにより、準備書面等のウェブ提出が開始されるに至りました。

そして、裁判手続のIT化をさらに進めるための次のステップとして法改正が必要なものに取り組むこととなっていたことから、法制審議会・民事訴訟法(IT化関係)部会における審議を経て、今般、改正民事訴訟法が成立しました。

### 3 改正民事訴訟法の概要

改正民事訴訟法の概要は以下のとおりです。

#### ① 訴状等のオンライン提出化、送達のオンライン化

訴状等のオンライン提出が可能となり、裁判所からの送達もオンラインによることが可能となりました。また、弁護士等は、オンライン提出及び送達が義務化されました。

#### ② ウェブ参加による裁判手続の実施

ウェブ参加が可能な期日が拡充され、ウェブ参加が可能となる要件が緩和されました。

#### ③ 訴訟記録の電子化等

訴訟記録は原則電子化され、当事者はオンラインでの閲覧が可能となりました。

1: 法律案要綱(<https://www.moj.go.jp/content/001368843.pdf>)。新旧対照表(<https://www.moj.go.jp/content/001368845.pdf>)

2: 住所、氏名等の秘匿制度(公布後9月以内)、電話による期日への参加の要件緩和(公布後1年以内)、ウェブ会議による口頭弁論の期日への参加(公布後2年以内)等があります。

3: 杉本純子「シンガポール・アメリカにおける裁判手続等のIT化」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryou5.pdf>)。

平岡敦「韓国における裁判手続等のIT化進展状況」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryou4.pdf>)。

笠原毅彦「欧州における裁判のICT化」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryou6.pdf>)

#### ④ 秘密の保護手続の創設

当事者等の住所・氏名等の秘匿制度が創設され、相手方当事者等に対し当事者の住所・氏名等を秘匿することが可能となりました。

#### ⑤ 法定審理期間訴訟手続の創設

当事者双方の申出・同意があれば、手続開始から6月以内に審理を終結する制度が創設されました。

## 4 各制度の説明(民事裁判手続のIT化関連)

### (1)－1 訴状等のオンライン提出化(上記①)

#### 【改正前】

インターネットを用いた申立てその他の申述(以下「申立て等」)は可能とする規定はありますが(現行法132条の10)、最高裁判所の定める裁判所に対して申立て等を行う場合に限られる等、オンラインにて申立て等ができる場合は限定されています。

#### 【改正後】

民事訴訟におけるすべての手続について、すべての裁判所において、オンラインにて申立て等が可能となりました(改正法132条の10第1項関係)。そして、弁護士は、オンラインにて申立て等を行うことが義務付けられました(改正法132条の11)。

### (1)－2 送達 of オンライン化(上記①)

#### 【改正前】

送達は、送達すべき書類(紙媒体)を、郵便等を利用して、送達を受けるべき者等に実際に交付して行われます(現行法101条)。

また、公示送達は、裁判所の掲示場に掲示する方法により行われます(現行法111条)。

#### 【改正後】

送達は、原則は電磁的記録を出力した書面で行いますが

(改正法109条)、オンラインによる送達を受ける旨の届出がなされていれば、当該方法(送達を受ける者がシステムにアクセスして閲覧又はダウンロードにより受領)による送達が可能となりました(改正法109条の2第1項)。そして、オンラインによる申立て等が義務化される弁護士については、送達を受ける旨の届出がなされていなくても、オンラインによる送達が可能となりました(改正法109条の4第1項)。

これに伴い、公示送達もオンライン化され、①最高裁判所規則で定める方法による閲覧のための措置(ホームページ掲載を想定)をとるとともに、②裁判所の掲示場に掲示、又は裁判所に設置した端末上で閲覧できる状態に置く措置をとることになりました(改正法111条)。

なお、外国への送達については、実質的な改正はなく、引き続き送達を受けるべき者等に実際に交付して行わなければなりません。

### (2) ウェブ参加による裁判手続の実施(上記②)

#### 【改正前】

口頭弁論期日は、必ず当事者が裁判所に出頭する必要があります(現行法87条)。また、ウェブ会議を利用した弁論準備手続が裁判手続において開催されるようになりましたが、そのためには当事者が「遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」という要件を満たす必要があり、また一方の当事者の裁判所への出頭が必要とされています(現行法170条3項、民事訴訟規則96条1項)。書面による準備手続では、当事者の裁判所への出頭は不要なものの、上記の遠隔地要件は課されています(現行法175条)。

証人・当事者尋問については、原則として法廷に所在して行う必要があり、テレビ会議システムによる尋問の制度(現行法204条、210条)はあるものの、そのためには厳しい要件(遠隔地に居住することや、証人等が圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあること等)を満たす必要があります。

## 【改正後】

裁判所が相当と認めるときは、口頭弁論期日もウェブ会議によることが可能となりました(改正法87条の2第1項)。なお、口頭弁論期日のインターネット中継(傍聴)については、規定は定められませんでした。また、弁論準備手続も、裁判所が相当と認めるときは、当事者の裁判所への出頭がなくてもウェブ会議による開催が可能となり、遠隔地要件も廃止されました(改正法170条3項)。また、書面による準備手続についても、遠隔地要件が廃止されました(改正法175条)。

証人・当事者尋問については、ウェブ会議による尋問のための要件が緩和されたほか、当事者に異議がなければウェブ会議による尋問が可能となりました(改正法204条、210条)。また、裁判所が相当と認めれば、当事者の意見を聴いて、裁判所外でウェブ会議を用いた証拠調べをすることも可能となりました(改正法185条3項)。

## (3) 訴訟記録の電子化等(上記③)

## 【改正前】

訴訟記録は、基本的に紙媒体で保有することになっています。例外的に認められているオンライン申立て等がなされた場合も(現行法132条の10)、裁判所書記官は書面に出力して紙媒体で保有することになっています(同条5項)。

裁判官は、判決・決定・命令は、紙媒体の判決書・決定書・命令書を作成して行わなければなりません(現行法252条、253条、122条)。また、裁判所書記官は、口頭弁論について、期日ごとに紙媒体の調書を作成しなければなりません(現行法160条)。

当事者等が訴訟記録の閲覧謄写をする場合には、訴訟記録の存する裁判所に直接出向いて行わなければなりません。

## 【改正後】

弁護士が訴訟代理人の場合は、裁判書類はオンライン提出が義務化されており、裁判所は提出された電子的記録について、書面へ出力する必要はありません。また、例外的に申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は電子化して裁判所のファイル(システム)に記録しなければなりません(改正法132条の12)。

判決は、判決の内容を記録した電磁的記録(電子判決書)を作成して行うことになり(改正法252条1項)、決定書・命令書も、同様に電磁的記録により行われることとなります。調書も同様に、期日ごとに電子的記録(電子調書)を作成し、ファイルに記録することになります(改正法160条)。

また、訴訟記録の閲覧謄写については、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、オンラインにて閲覧謄写することが可能となります(改正法91条の2第2項)。ただし、利害関係のない第三者がオンラインにて閲覧できる規定までは、設けられませんでした。

## 5 実務に与える影響及び今後の展望等

改正民事訴訟法の施行(公布の日(2022年5月25日)から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日が施行日とされます(附則1条。))により、諸外国より後れをとっていた民事裁判手続について、IT化が大幅に進むことが想定されます。これにより、民事裁判手続が効率化され、手続が迅速に進められることが期待されます。

ただし、法律はできましたが、どのようなシステムを使ってオンライン化をするのか等、法律の具体的な運用方法等は今後定められることになっておりますので、引き続き状況を注視する必要があります。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】



## 民事訴訟法が大幅に改正されました(後半)

～当事者等の住所・氏名等の秘匿制度、法定審理期間訴訟手続等について～

岸本卓也  
Takuya Kishimoto

PROFILEはこちら



### 第1 はじめに

2022年5月18日、民事訴訟法等の一部を改正する法律<sup>1</sup>(以下「改正民事訴訟法」又は「改正法」といいます。)が成立しました。

改正内容は民事裁判手続のIT化を主としたものですが、その他にも、当事者等の住所・氏名等の秘匿制度の新設や、法定審理期間訴訟手続の新設等、重要な改正が含まれています。民事裁判手続のIT化については、「民事訴訟法が大幅に改正されました(前半)」で掲載していますので、本稿では、それ以外の改正内容について概観していきます。

### 第2 改正民事訴訟法の概要

#### 1 当事者等の住所・氏名等の秘匿制度

##### <制度新設の目的>

本制度新設の目的は、申立て等をする者又はその法定代理人の住所・氏名等の全部又は一部が当事者に知られることにより社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれを回避すること等とされています<sup>2</sup>。

※現行法では、訴訟記録について秘密保護のための閲覧等の制限措置(92条)は規定されていますが、訴訟当事者による訴訟記録の閲覧等を制限する規定はありません。

※本制度については、公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日が施行日とされています(改正法附則1条2号)。

##### <要件>

以下の①及び②の要件を満たす場合、裁判所が秘匿決定を行います(改正法133条1項)。

- ① 「申立て等」(＝民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述(改正法132条の10))をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所又は氏名その他当該者を特定するに足りる事項の全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人(以下「秘匿対象者」という。)が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があること(改正法133条1項)
- ② 秘匿対象者の秘匿事項等を裁判所に書面により届け出ること(改正法133条2項)

##### <秘匿決定の効果の概要>

・秘匿事項届出部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者は当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限られ

1: 法律案要綱(<https://www.moj.go.jp/content/001368843.pdf>)、新旧対照表(<https://www.moj.go.jp/content/001368845.pdf>)

2: 脇村真治ほか「民事訴訟法等の一部を改正する法律」の概要」金融法務事情2191号(2022年)23頁

3: 法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会第19回会議部会資料(<https://www.moj.go.jp/content/001358905.pdf>) 5頁によれば、「裁判所が定める代替住所としては、特に相手方に知られて支障がないケースでは、本籍や従前の住所を代替住所とし、それらの事項を記載することで支障があるケースでは、秘匿決定をした受訴裁判所である裁判所を代替住所とするとすることが考えられるが、最終的には、個別の裁判所の判断に委ねられることとなる」とされています。

ることになります(改正法133条の2第1項)。

・秘匿決定の対象が住所又は氏名である場合、裁判所は当該秘匿対象者の秘匿事項に代わる事項(代替呼称・代替住所<sup>3)</sup>)を定めます(改正法133条5項)。この場合に、当該事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載し、又は記録したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載し、又は記録したものとみなされます(同項)。

#### <秘匿決定の取消し・閲覧の許可>

閲覧等の制限をされる者は、秘匿決定の要件が欠缺していることを理由として秘匿決定の取消しの申立てをすることができます(改正法133条の4第1項)。なお、何人にも訴訟記録の閲覧請求権が付与されていることから、この申立ては第三者も可能とされています。

また、秘匿決定等に係る者以外の当事者は、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録の存する裁判所の許可を得て、訴訟記録等の閲覧等の請求が制限される部分につきその請求をすることができます(改正法133条の4第2項)。

裁判所が秘匿決定の取消し又は閲覧の許可の裁判をする際は、秘匿対象者等の意見を聴くことが必要とされています(改正法133条の4第4項)。

#### <法制審議会における気になる議論>

・証人の情報は秘匿の対象になる？(第21回会議議事録<sup>4</sup>24頁より)

4: <https://www.moj.go.jp/content/001368460.pdf>

5: <https://www.moj.go.jp/content/001368965.pdf>

大庭陽子関係官の発言:

「証人自身に危害が及ぶおそれがある場合の証人の氏名等の秘匿の規律の導入につきましては」「将来的な課題とするということとしております。」

・加害者からの閲覧請求はどのように判断される？(第23回会議議事録<sup>5</sup>4頁及び5頁より)

日下部真治委員の発言:

「秘匿決定がされた事件において、加害者とされた者が債権者として債務名義を得た場合に、被害者とされた債務者の住所等が秘匿されているために民事執行による債務名義の実現が困難な状況をどのように考えるかについて」「場合によっては、そのような疎明があっても、被害者の生命身体等に対する危険の程度や可能性が大きく、裁判所が許可しない扱いを認めるべきこともあるのではないかとという考え方もあり得るように思います。このような問題点について、事務当局としては何かお考えがあるのでしょうか。」

脇村真治幹事の発言:

「最終的にこの不利益を生ずるおそれがあるという要件の疎明があったケースについては、これは要件を満たしているということで、しないといけない」「最終的にこの要件判断をする際に当該情報の内容について全く考えなくていいのかどうか、こういったことについては、また、そこについては最終的に事案ごとの判断ということになるかと思っている」「あとは最終的にはその事案ごとの判断としか言いようがないと思いますが、実務の積み重ねを踏まえながら、また引き続き検討していく課題かと認識しております。」

山本和彦部会長の発言:

「いずれにしろ個々の解釈運用に委ねられていく問題ということかと思っております。」

## 2 法定審理期間訴訟手続(=初回期日から7カ月以内に判決言渡しをする訴訟手続)

### <手続新設の目的>

本手続新設の目的は、判決までの審理期間についての当事者の予測可能性を高めることとされています<sup>6</sup>。

※本制度については、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日が施行日とされています(改正法附則1条柱書)。

### <本手続の流れ>

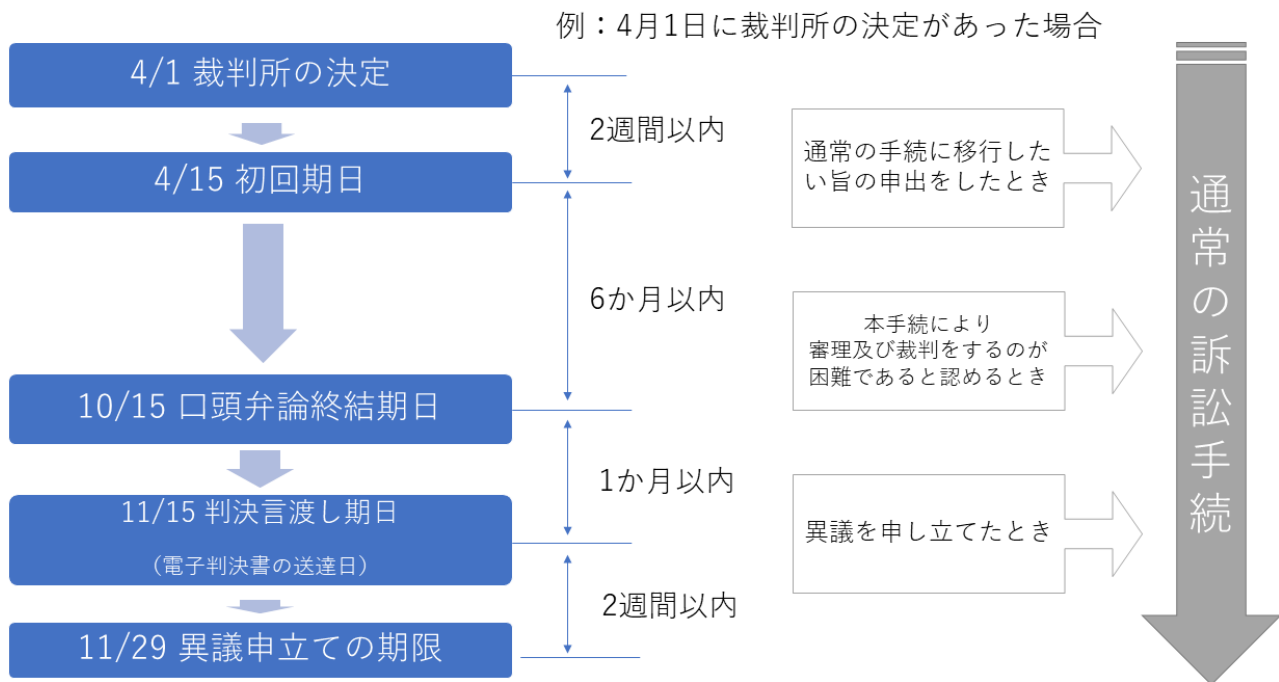
裁判所が法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をする旨の決定をした場合、裁判長は、以下のとおり期日等を指定することになります。

初回期日:決定日から2週間以内の間(改正法381条の3第1項)

口頭弁論を終結する期日:初回期日から6か月以内の間(改正法381条の3第2項)

判決言渡し期日:口頭弁論終結期日から1か月以内の間(改正法381条の3第2項)

なお、法定審理期間訴訟手続による審理中に、当事者の一方が通常の手続に移行したい旨の申出をしたとき又は法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき、いつでも通常手続に移行することができます(改正法381条の4第1項)。



6:「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱案(案)2(補足説明付き)」(<https://www.moj.go.jp/content/001361991.pdf>)5頁

7:典型的に当事者間に証拠や情報に格差があると考えられる訴訟類型であることから除外されています(前掲注6の6頁)。

8:申出及び同意は原則として書面でする必要がありますが、口頭弁論又は弁論準備手続の期日においては、口頭で足りるとされています(改正法381条の2第3項)。

## <要件>

以下の①ないし③の要件を満たす場合、裁判所は法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をする旨の決定を行います(改正法381条の2第2項)。

- ① 消費者契約に関する訴え及び個別労働関係民事紛争に関する訴え以外の訴えであること<sup>7</sup>(改正法381条の2第1項但書)
- ② 当事者の双方が申出をした場合又は当事者の一方が申出をした場合において、相手方がその法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をすることに同意したときであること<sup>8</sup>(改正法381条の2第2項)
- ③ 裁判所が、事案の性質、訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるときでないこと(改正法381条の2第2項)

## <本手続により出された判決に不服がある場合>

当事者は、法定審理期間訴訟手続の終局判決に対しては、訴え却下判決を除き、控訴をすることができません(改正法381条の6)。もっとも、その代わりに、電子判決書の送達日から2週間以内であれば、当事者は異議を申し立てることができます(改正法381条の7第1項)。異議が申し立てられた場合、当該訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復し、通常の訴訟手続(=期間制限のない訴訟手続)としてやり直しになります(改正法381条の8第1項)。

## <法制審議会における気になる議論>

・異議が申し立てられた場合、担当裁判官は交代する?(第22回会議議事録<sup>9</sup>8頁及9頁)

9: <https://www.moj.go.jp/content/001368963.pdf>

10: 法定審理期間訴訟手続については、改正民事訴訟法の制定過程で複数の弁護士会から反対意見の表明を受けるなどしており、制度の新設には多くの反対意見がありました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のお受け頂ければと存じます。

藤野珠枝委員の発言:

「異議があつて通常手続に行きたい場合、裁判官を替えていただくことはルールにできないのでしょうか。」

脇村真治幹事の発言:

「そもそも異議で戻るということは、セカンドオピニオンを求めるといよりは、そもそも期間制限が掛かることによって何らかの立証活動に制限が掛かることを回避しようという趣旨だと思います。そういった趣旨からしますと、そういったセカンドオピニオンの観点から必ず裁判官が交代しないといけないということにはならないのではないかと。」  
「ここでは飽くまで一審で新たな証拠手続をするということをきちんと確保しようということから、こういった異議の制度を設けようとした趣旨ではないかと理解しているところです。」

## 3 その他

以上のほかにも改正民事訴訟法では様々な制度の見直しが行われており、その内容は多岐にわたります。例えば、現行法では、和解調書、受諾和解の和解条項案、裁定和解の和解条項を誰でも閲覧することが可能でしたが、改正民事訴訟法では、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限って閲覧可能という規制に変更になりました(改正法91条2項)。

## 第3 おわりに

以上のとおり、改正民事訴訟法には、民事裁判手続のIT化以外にも重要な改正が含まれています。

当事者等の住所・氏名等の秘匿制度や法定審理期間訴訟手続は今般新設されたものであり、改正民事訴訟法の施行後に実際にどの程度活用されていくかは未知数なところがあります<sup>10</sup>。そのため、今後の実務の状況を引き続き注視する必要があります。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】